

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、打越地区土地改良事業共同施行から令和3年6月22日土地改良事業（非補助農地再編整備事業打越地区）の換地処分をした旨届出があった。

令和3年6月29日

香川県知事 浜 田 恵 造